



発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課) 1
○保安林の解除予定の通知	(治山林道課) 1
○保安林の解除の予定	() 1
○公有水面埋立ての免許	(漁港漁場課) 1
○道路の区域変更(3件)	(道路課) 1
○道路の供用開始	() 2
公告	
○平成25年度高知県家畜人工授精等講習会の実施	(畜産振興課) 2
○開発行為に関する工事の完了(2件)	(都市計画課) 3
落札公告	
○落札者等の公告	(総務事務センター) 3
○〃	(教育委員会事務局新図書館整備課) 3

告 示

高知県告示第622号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成25年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成25年7月1日	奥宮 一矢	あしずり岬診療所 土佐清水市天神町1-26

居宅療養管理指導

高知県告示第623号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
土佐清水市以布利字シリカイ1117の116
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第624号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成25年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
土佐清水市以布利字シリカイ1117の116
- 保安林として指定された目的
魚つき
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第625号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成25年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 免許を受けた者の住所及び氏名又は名称
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県（高知県知事 尾崎 正直）
- 埋立区域
(1) 位置
土佐市宇佐町宇佐字海部3162番地先及び同地番に接する無番地地先の公有水面

(2) 区域
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点12と点1とを結ぶ平成24年の秋分の日の満潮位（DLプラス1.79メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 点1 四等三角点しおかぜ公園（北緯33度26分58秒9855、東経133度27分05秒8927）から278度04分34秒643.11メートルの地点

- 点2 点1から165度43分34秒0.59メートルの地点
点3 点2から257度48分42秒34.00メートルの地点
点4 点3から256度20分29秒13.50メートルの地点
点5 点4から254度46分50秒14.50メートルの地点
点6 点5から248度01分22秒54.10メートルの地点
点7 点6から338度01分22秒0.30メートルの地点
点8 点7から248度01分22秒0.30メートルの地点
点9 点8から158度01分22秒0.30メートルの地点
点10 点9から248度01分22秒39.20メートルの地点
点11 点10から243度48分40秒50.30メートルの地点
点12 点11から333度14分53秒0.46メートルの地点

(3) 面積

336.36平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

土佐市宇佐町宇佐字海部3162番及び3160番3地内、同市宇佐町宇佐字海部3162番に接する無番地地内並びに同市宇佐町宇佐字海部3162番地先及び同地番に接する無番地地先の公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Kと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点A 四等三角点しおかぜ公園（北緯33度26分58秒9855、東経133度27分05秒8927）から279度40分20秒617.99メートルの地点

- 点B 点Aから165度43分34秒57.74メートルの地点
点C 点Bから257度22分41秒85.31メートルの地点
点D 点Cから248度01分22秒93.60メートルの地点
点E 点Dから242度28分55秒72.35メートルの地点
点F 点Eから328度58分43秒56.00メートルの地点
点G 点Fから58度12分49秒44.90メートルの地点
点H 点Gから61度49分37秒38.79メートルの地点
点I 点Hから68度37分37秒37.08メートルの地点
点J 点Iから69度56分49秒40.07メートルの地点
点K 点Jから73度18分58秒28.59メートルの地点

(3) 面積

15,162.70平方メートル

4 埋立地の用途

宇佐漁港岸壁

5 免許年月日

平成25年9月26日

高知県告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年10月18日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 龍河洞公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町逆川字辻石2731番1から 香美市土佐山田町逆川字辻石74番1まで	前	7.3 }	178
	後	11.8 }	168
香美市土佐山田町逆川字大改地1163番1から 香美市土佐山田町逆川字フナ岩1780番1まで	前	6.4 }	402
	後	11.2 }	395
		25.2	

高知県告示第627号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成25年10月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村柱谷字船出468番2	前	4.8 }	42
		21.7	
	後	24.0	

高岡郡日高村宮ノ谷字抽ノ川292番2	後	}	42
		27.9	
	前	6.1 }	7
	後	6.9 }	7
		12.7	

高知県告示第628号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成25年10月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大用大方
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡黒潮町加持川字ウハイ736番1から 幡多郡黒潮町加持川字ウハイ734番2まで	前	3.5 }	67
	後	6.9 }	67
幡多郡黒潮町加持川字前田下切842番8から 幡多郡黒潮町加持川字前田下切839番2まで	前	4.0 }	70
	後	6.5 }	70
		11.5	

高知県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成25年10月18日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡日高村柱谷字船出468番2	42	平成25年10月18日
高岡郡日高村宮ノ谷字抽ノ川292番2	7	平成25年10月18日

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成25年度高知県家畜人工授精等講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり実施するので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第3条の規定により公告する。

平成25年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 実施期間
平成25年11月5日（火）から同年12月4日（水）まで
- 2 実施場所
(1) 東部会場
安芸郡田野町903-8 高知県中央家畜保健衛生所田野支所
(2) 西部会場
四万十市具同相の沢5208 高知県西部家畜保健衛生所
- 3 対象となる家畜の種類
牛
- 4 受講手続
受講願書に写真を貼り付けた履歴書を添え、平成25年10月25日（金）までに住所地を管轄する家畜保健衛生所長を経由して知事に提出すること。
- 5 定員
(1) 東部会場
3名
(2) 西部会場
4名

6 費用の負担
講習会の受講に伴う必要な費用は、当該講習会を受講する者の負担とする。

7 その他
講習会の種類その他不明な点は、高知県農業振興部畜産振興課又は最寄りの家畜保健衛生所若しくは同支所に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成25年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年3月27日 24高西土第1533号	土佐市高岡町字木綿ヶ谷乙1127番ほか（1工区）	土佐市高岡町甲2017番地1 土佐市長 板原啓文

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成25年10月18日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年7月30日 25高都計第210号	南国市下末松字田所北126番1の一部	南国市下末松169番地4 長岡農業協同組合代表理事 金堂元彦

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す

- る。
- 平成25年10月18日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量
起震車 1台
 - 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
 - 3 落札者を決定した日
平成25年9月5日
 - 4 落札者の氏名及び住所
菱相自動車工業株式会社 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町13-10
 - 5 落札金額
31,395,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 政令第6条の公告をした日
平成25年6月21日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成25年10月18日

高知県教育長 中澤 卓史

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
新図書館情報システム構築等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局新図書館整備課 高知市丸ノ内二丁目4番1号 保健衛生総合庁舎1階
- 3 落札者を決定した日
平成25年9月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通株式会社高知支店 高知市本町四丁目2番44号
- 5 落札金額
245,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成25年8月2日